

原第10号 江口浄水場浄水発生汚泥運搬・処分業務委託契約書（運搬）

排出事業者の新発田市水道局（以下「発注者」という。）と、収集運搬業者の（以下「受注者」という。）は、発注者の事業場である江口浄水場（以下「事業場」という。）から排出される産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の運搬業務に関して、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（委託業務）

第1条 発注者は、次に掲げる業務（以下「本業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

- （1）委託業務の名称 原第10号 江口浄水場浄水発生汚泥運搬・処分業務委託（運搬）
- （2）事業場 江口浄水場（新発田市江口550番地）
- （3）委託業務の詳細 別紙「原第10号 江口浄水場浄水発生汚泥運搬・処分業務委託（運搬）仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（委託期間）

第2条 本業務の委託期間は、本契約を締結した日から令和7年3月31日までとする。

（委託内容と委託料）

第3条 受注者の産業廃棄物の収集運搬に関する事業の範囲等は、次の表に掲げるとおりであり、受注者は、これを証するものとして、許可証の写しを本契約書に添付する。

許可都道府県・政令市	許可証のとおり
許可の有効期限	許可証のとおり
事業範囲	許可証のとおり
許可の条件	許可証のとおり
許可番号	許可証のとおり

- 2 前項の表に掲げる許可に関する事項に変更があったときは、受注者は、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。
- 3 廃棄物の種類、予定数量及び委託単価等は、次の表に規定するとおりとする。ただし、予定数量が減少又は増加した場合であっても、単価の変更はしないものとする。

事業場	江口浄水場（新発田市江口地内）
種類	汚泥
数量	約266 t/年
単価	円／t （消費税及び地方消費税を除く。）

4 受注者は、発注者の事業場の廃棄物を次の表に掲げる処分場所へ搬入する。

処分場所の名称	別紙2運搬先についてのとおり
所在地	別紙2運搬先についてのとおり
許可都道府県・政令市	別紙2運搬先についてのとおり
許可の有効期限	別紙2運搬先についてのとおり
事業の範囲	別紙2運搬先についてのとおり
産業廃棄物の種類	汚泥
許可条件	別紙2運搬先についてのとおり
許可番号	別紙2運搬先についてのとおり

5 受注者は、発注者から委託された廃棄物の積替えを行ってはならない。

（契約保証金）

第4条 免除（新発田市契約規則第40条第7号該当）

（権利の譲渡の禁止）

第5条 受注者は、本契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（再委託の禁止）

第6条 受注者は、本業務の一部又は全部の実施を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を受け、法令の定める再委託の基準に従うときはこの限りではない。

（情報等の提供）

第7条 発注者は、廃棄物の適正な運搬のために必要な次の各号に掲げる情報を、あらかじめ書面をもって受注者に提供しなければならない。この場合において、発注者は、次の各号に掲げる情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成18年3月策定）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うも

のとする。

- (1) 産業廃棄物の発生工程
 - (2) 産業廃棄物の性状及び荷姿
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の取扱いに関する注意事項
- 2 発注者は、本契約の委託期間中、適正な運搬及び事故防止並びに委託費用等の観点から、委託する廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。この場合において、発注者が受注者に通知しなければならない性状等の変更の範囲は、廃棄物の発生工程又は保管状況等の変更による性状等の変更の場合であり、かつ、それが受注者の業務及び運搬方法に支障を生ずるおそれのあるもので、発注者及び受注者があらかじめ協議の上定めた範囲のものとする。
- 3 発注者は、委託する廃棄物の性状が第1項の書面及び仕様書のとおりであることを確認し、受注者に引き渡す。
- 4 発注者は、委託する廃棄物に係る産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の記載事項を正確にもれなく記載することとし、マニフェストに虚偽又は記載漏れがあった場合は、受注者は、廃棄物の運搬を一時停止した上で、発注者にマニフェストの記載の修正を求め、修正内容を確認した後に、廃棄物を引き取るものとする。
- 5 受注者が本業務の実施に支障が生ずるおそれがある事故の発生を知ったときは、その事故発生の責任の有無にかかわらず、受注者は、直ちにその旨を発注者に報告し、速やかに応急措置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告及び今後の方針案を提出しなければならない。

（責任の範囲）

- 第8条 受注者は、発注者から委託された廃棄物を、その事業場における積み込み完了から、第3条第4項の表に掲げる処分場所における荷下し作業完了まで、法令の規定に基づき適正に運搬しなければならない。
- 2 受注者が、前項の過程において、法令に違反した業務を行い、又は過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償しなければならない。この場合において、損害を受けた者が第三者であるときであっても、受注者は、発注者に、自らが損害を賠償した額の全部又は一部の負担を求めることはできない。
- 3 前項の規定にかかわらず、受注者が、第1項の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、当該損害が発注者の指図又は発注者の委託の方法（発注者の委託した廃棄物の種類又は性状等を含む。）に起因するものであるときは、発注者においてその損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者は、受注者に、自らが損害を賠償した額の全部又は一部の負担を求めることはできない。
- 4 受注者は、発注者から委託された個々の運搬業務が終了した後、直ちに業務報告書（運搬ごと）を作成し、発注者に提出する。ただし、業務報告書（運搬ごと）は、マニフェ

スト B2 票をもって代えることができる。

(運搬量の制限等)

第 9 条 受注者は、発注者から委託された廃棄物の適正な運搬が困難となる事由が生じたときは、発注者の承諾を得て、廃棄物の運搬を一時停止することができる。この場合において、直ちに発注者に該当する事由の内容及び発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。

2 発注者は、受注者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上で適切な措置を講ずるものとする。

(立入調査等)

第 10 条 発注者は、必要があると認めるときは、本業務の実施状況について随時に実地調査し、受注者に対し所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(秘密の保持)

第 11 条 受注者は、本業務の遂行上知り得た内容について第三者に漏らしてはならない。本契約の委託期間終了後も同様とする。

2 受注者は、発注者の事前の承諾なく、業務により知り得た情報及び記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(業務報告書の提出)

第 12 条 受注者は、発注者から委託された廃棄物の毎月の運搬業務が終了した後、業務の成果に関する報告書として業務報告書(実施月ごと)を速やかに発注者に提出しなければならない。

(検査)

第 13 条 発注者は、業務報告書(実施月ごと)を受理した日から、10日以内に本業務の成果(実施月ごと)について、検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第 14 条 委託料の請求及び支払の方法については、次のとおりとする。

(1) 請求の方法

受注者は、実施月ごとに、前条の規定による検査後、第 3 条第 3 項に規定する単価に運搬量を乗じた額に消費税及び地方消費税を加えた額を発注者に請求するものとする。

(2) 支払の方法

発注者は、受注者からの適法な請求書を受領した日から 30 日以内に、受注者指定の銀行口座へ振り込み、支払うものとする。

(業務内容の変更)

第 15 条 発注者又は受注者は、必要がある場合は、本業務の内容を変更することができる。この場合において、発注者及び受注者は協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第 7 条第 2 項の場合においても同様とする。

(発注者の契約解除権)

第 16 条 発注者は、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、その責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 受注者が、委託期間内にこの契約を履行する見込みがないと発注者が認めたとき。
- (3) 受注者が、この契約に関して提出した書類に虚偽又は不正の記載があったとき。
- (4) 受注者が、故意又は重大な過失により発注者に損害を与えたとき。

2 発注者は、前項の規定によるほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
- (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- (3) 暴力団員であると認められる者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供与し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- (6) 法人であって、その役員（その支店又は営業所を代表する使用人を含む。次号において同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
- (7) 法人であって、その役員が第 3 号から第 5 号までのいずれかに該当する者であるもの

3 受注者において、浄水発生汚泥処理に必要な協定（自治体等と締結するものをいう。以下同じ。）の締結が整わない場合は、本委託業務の実施が困難になることから、協定締結を民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 1 2 7 条第 1 項に定める停止条件として付するものとする。また、協定が締結できなかつた場合は、本契約を無条件で解除する。

- 4 発注者において、浄水発生汚泥処理に必要な協定の締結が整わない場合は、本委託業務の実施が困難になることから、協定締結を民法第127条第1項に定める停止条件として付するものとする。また、協定が締結できなかった場合は、本契約を無条件で解除する。
- 5 発注者は、第1項、第2項及び第3項の規定により契約を解除した場合に損害を受けたときは、その賠償を受注者に請求することができる。
- 6 受注者は、第1項、第2項及び第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対しその損害の賠償を請求できないものとする。

(受注者の契約解除権)

第17条 受注者は、発注者の責めに帰する理由によりこの契約を履行することができなくなったときは、この契約を解除できる。この場合において、受注者は、解除の30日前までに書面により発注者に申し出なければならない。

(未処理の廃棄物運搬)

第18条 発注者又は受注者から契約を解除した場合において、本契約に基づいて発注者の事業場から積み込み、第3条第4項の表に掲げる処分場所における荷下し作業を完了していないものがあるときは、発注者又は受注者は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反により発注者が契約を解除した場合

ア 受注者は、契約が解除された後も、廃棄物に対する本契約に基づく受注者の義務を遂行する責任は免れないことを承知し、荷下し作業が完了していない廃棄物についての運搬業務を自ら行うか、又は発注者の事前の承諾を得た上で、許可を受けた別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

イ アの規定により、受注者が他の業者に運搬業務を委託する場合に、その業者に委託に係る代金を支払う資金がないときは、受注者は、その旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ウ イに規定する場合において、発注者は、委託を受けた他の業者に、差し当たり発注者が費用負担をして受注者のもとにある荷下しが完了していない廃棄物の運搬業務を行わせるものとする。この場合において、発注者は、その負担した費用を、受注者に対し請求することができる。

(2) 発注者の義務違反により受注者が契約を解除した場合

受注者は、発注者に対し、発注者の義務違反により生じた損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある荷下しが完了していない廃棄物を、発注者の費用負担をもって発注者が引き取ることを要求し、又は受注者の費用負担をもって発注者のもとに運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(談合その他不正行為による契約解除)

第19条 発注者は、第16条第1項に定めるもののほか、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を行い、当該命令が独占禁止法第49条第7項の規定により確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは第4項、第20条の2、第20条の3、第20条の5又は第20条の6の規定による命令を行い、当該命令が独占禁止法第50条第5項の規定により確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第65条から第67条までの規定による審決(独占禁止法第66条第3項の規定による原処分全部を取り消す場合の審決及び独占禁止法第67条第2項の規定による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。)を行い、当該審決が確定したとき(独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
- (4) 受注者が、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定により審決取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (5) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の刑が刑法(明治40年法律第45号)第96号の3又は同法第198条の規定により確定したとき。

2 発注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合は、発注者に対しその損害の賠償を請求できないものとする。

(損害賠償)

第20条 第8条第3項に規定するもののほか、受注者は、法令又は本契約に違反したため発注者に損害を与えたとき、又は受注者の責めに帰する理由により業務の実施に関し発注者若しくは第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(費用の負担)

第21条 本契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(法令の遵守)

第 22 条 発注者及び受注者は、本業務の遂行に当たって廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他関係法令を遵守するものとする。

(協議等)

第 23 条 発注者及び受注者は、信義に従い誠実にこの契約を履行するものとし、この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。

本契約の成立を証するため本契約書 2 通を作成し、発注者受注者は各々記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 6 年 月 日

発注者 新発田市下内竹 7 4 7 番地
新発田市長 二階堂 馨

受注者

原第10号 江口浄水場浄水発生汚泥運搬・処分業務委託契約書（処分）

排出事業者の新発田市水道局（以下「発注者」という。）と、処分業者の（以下「受注者」という。）は、発注者の事業場である江口浄水場（以下「事業場」という。）から排出される産業廃棄物（浄水発生汚泥等）（以下「廃棄物」という。）の処分に関して、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（委託業務）

第1条 発注者は、次に掲げる業務（以下「本業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

- （1）委託業務の名称 原第10号 江口浄水場浄水発生汚泥運搬・処分業務委託（処分）
- （2）事業場 江口浄水場（新発田市江口550番地）
- （3）委託業務の詳細 別紙「原第10号 江口浄水場浄水発生汚泥運搬・処分業務委託（処分）仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（委託期間）

第2条 本業務の委託期間は、本契約を締結した日から令和7年3月31日までとする。

（委託料等）

第3条 受注者の産業廃棄物の処分に関する事業の範囲等は、次の表に掲げるとおりであり、受注者は、これを証するものとして、許可証の写しを本契約書に添付する。

許可都道府県・政令市	許可証のとおり
許可の有効期限	許可証のとおり
事業範囲	許可証のとおり
産業廃棄物の種類	汚泥
許可の条件	許可証のとおり
許可番号	許可証のとおり

- 2 前項の表に掲げる許可に関する事項に変更があったときは、受注者は、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。
- 3 廃棄物の種類、予定数量及び委託単価等は、次の表に規定するとおりとする。ただし、予定数量が減少又は増加した場合であっても、単価の変更はしないものとする。

種 類	汚泥
数 量	約 2 6 6 t/年
単 価	円／t（消費税及び地方消費税を除く）

4 処分場所、処分の方法及び施設の処理能力等は、次の表に掲げるとおりとする。

処分場所の名称	許可証のとおり
所在地	許可証のとおり
処分の方法	
施設の処理能力	許可証のとおり

5 受注者は、発注者が処分を委託する廃棄物を前項に規定する処分場所において、受注者の製造する製品の原料又は燃料として有効利用し、当該処分場所以外の処分場所において最終処分することはできないものとする。

6 第4項に指定する処分場所への廃棄物の運搬については、発注者が別に委託契約をした運搬業者が行い、運搬業者は、災害発生等の緊急時においては「浄水汚泥運搬時緊急マニュアル」に沿って対応する。

（契約保証金）

第4条 免除（新発田市契約規則第40条第7号該当）

（権利の譲渡の禁止）

第5条 受注者は、本契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（再委託の禁止）

第6条 受注者は、本業務の一部又は全部の実施を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を受け、法令の定める再委託の基準に従うときはこの限りではない。

（情報等の提供）

第7条 発注者は、廃棄物の適正な処理のために必要な次の各号に掲げる情報を、あらかじめ書面をもって受注者に提供しなければならない。この場合において、発注者は、次の各号に掲げる情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成18年3月策定）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- (1) 産業廃棄物の発生工程
 - (2) 産業廃棄物の性状及び荷姿
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の取扱いに関する注意事項
- 2 発注者は、本契約の委託期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。この場合において、発注者が受注者に通知しなければならない性状等の変更の範囲は、廃棄物の発生工程又は保管状況等の変更による性状等の変更の場合であり、かつ、それが受注者の業務及び処理方法に支障をきたすもので、発注者及び受注者があらかじめ協議の上定めた範囲のものとする。
- 3 発注者は、委託する廃棄物の性状が第1項の書面及び仕様書のとおりであることを確認し、受注者に引き渡す。
- 4 発注者は、委託する廃棄物に係る産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の記載事項を正確に漏れなく記載することとし、マニフェストに虚偽又は記載漏れがあった場合は、受注者は、廃棄物の引取りを一時停止した上で、発注者にマニフェストの記載の修正を求め、修正内容を確認した後に、廃棄物を引き取ることとする。
- 5 発注者は、次の表に規定する廃棄物について、本業務の委託期間内に、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）又は「土壤環境基準」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）による試験を行い、当該公的検査機関又は環境計量証明事業所の発行した分析証明書を受注者に提示する。ただし、本業務開始前に発注者が試験分析したものについて、受注者が適正と認めた場合は、委託期間内において試験を行う必要はないものとする。

産業廃棄物の種類	汚泥
提示する期間または回数	1回

- 6 受注者が本業務の実施に支障が生ずるおそれがある事故の発生を知ったときは、当該事故発生の責任の有無にかかわらず、受注者は、直ちにその旨を発注者に報告し、速やかに応急措置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告及び今後の方針案を提出しなければならない。

（責任の範囲）

- 第8条 発注者は、受注者の事業場の受注者指定の場所において、運搬業者が廃棄物を搬入する車両から廃棄物を荷下しし、その時点で受注者に引き渡すものとする。
- 2 受注者は、発注者から委託され引き渡された廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 3 受注者が、第1項の業務の過程において、法令に違反した業務を行い、又は過失によっ

て発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償しなければならない。この場合において、損害を受けた者が第三者であるときであっても、受注者は、発注者に、自らが損害を賠償した額の全部又は一部の負担を求めることはできない。

- 4 受注者は、発注者から委託された搬入ごとの業務が終了した後、直ちに業務報告書（搬入ごと）を作成し、発注者に提出する。ただし、業務報告書（搬入ごと）は、マニフェストD票及びE票をもって代えることができる。

（受入量の制限等）

第9条 受注者は、次の各号に掲げる事項が発生したときは、廃棄物の受入れ数量を制限し、又は本契約を解除することができる。この場合においては、直ちに発注者に該当する事由の内容及び発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。

- (1) 廃棄物処分に用いる受注者の施設が、定期修理、故障等により正常に操業しないとき。
- (2) 廃棄物の処分が、受注者の製造する製品の品質又は製造工程に悪影響を与えたとき、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 受注者の原燃料事情若しくは操業事情の変化、製造工程の変化又は大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）若しくは水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）その他の受注者の操業に係る法令等の改廃により、受注者において現有の施設により廃棄物を処分できない事情が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (4) 廃棄物の処分により、受注者が地方自治体との間の公害防止協定等を遵守できなくなるとき、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 受注者が公権力による処分、指導等により本契約上の業務を履行できないとき。

（立入調査等）

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、本業務の実施状況について随時に実地調査し、受注者に対し所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

（秘密の保持）

第11条 受注者は、本業務遂行上知り得た内容について第三者に漏らしてはならない。本契約の委託期間終了後も同様とする。

- 2 受注者は、発注者の事前の承諾なく、業務により知り得た情報及び記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

（業務報告書の提出）

第12条 受注者は、発注者から委託された廃棄物の毎月の業務が終了した後、業務の成果に関する報告書として業務報告書（実施月ごと）を速やかに発注者に提出しなければならない。

ない。

(検査)

第 13 条 発注者は、業務報告書（実施月ごと）を受理した日から、10 日以内に本業務の成果（実施月ごと）について、検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第 14 条 委託料の請求及び支払の方法については、次のとおりとする。

(1) 請求の方法

受注者は、実施月ごとに、前条の規定による検査後、第 3 条第 3 項に規定する単価に処分数量を乗じた額に消費税及び地方消費税を加えた額を発注者に請求するものとする。

(2) 支払の方法

発注者は、受注者からの適正な請求書を受理した日から 30 日以内に、受注者指定の銀行口座へ振り込み、支払うものとする。

(業務内容の変更)

第 15 条 発注者又は受注者は、必要がある場合は、本業務の内容を変更することができる。この場合において、発注者及び受注者は協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第 7 条第 2 項の場合においても同様とする。

(発注者の契約解除権)

第 16 条 発注者は、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、その責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 受注者が、委託期間内にこの契約を履行する見込みがないと発注者が認めたとき。
- (3) 受注者が、この契約に関して提出した書類に虚偽又は不正の記載があったとき。
- (4) 受注者が、故意又は重大な過失により発注者に損害を与えたとき。

2 発注者は、前項の規定によるほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
- (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

- (3) 暴力団員であると認められる者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供与し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
 - (6) 法人であって、その役員（その支店又は営業所を代表する使用人を含む。次号において同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
 - (7) 法人であって、その役員が第3号から第5号までのいずれかに該当する者であるもの
- 3 受注者において、浄水発生汚泥処理に必要な協定（自治体等と締結するものをいう。以下同じ。）の締結が整わない場合は、本委託業務の実施が困難になることから、協定締結を民法（明治29年法律第89号）第127条第1項に定める停止条件として付するものとする。また、協定が締結できなかった場合は、本契約を無条件で解除する。
- 4 発注者において、浄水発生汚泥処理に必要な協定の締結が整わない場合は、本委託業務の実施が困難になることから、協定締結を民法第127条第1項に定める停止条件として付するものとする。また、協定が締結できなかった場合は、本契約を無条件で解除する。
- 5 発注者は、第1項、第2項及び第3項の規定により契約を解除した場合に損害を受けたときは、その賠償を受注者に請求することができる。
- 6 受注者は、第1項、第2項及び第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対しその損害の賠償を請求できないものとする。

（受注者の契約解除権）

第17条 受注者は、発注者の責めに帰する理由によりこの契約を履行することができなくなったときは、この契約を解除できる。この場合において、受注者は、解除の30日前までに書面により発注者に申し出なければならない。

（未処理の廃棄物の処理）

第18条 発注者又は受注者から契約を解除した場合において、本契約に基づいて発注者から受注者に引き渡された廃棄物の処理を完了していないものがあるときは、発注者又は受注者は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反により発注者が契約を解除した場合

- ア 受注者は、契約が解除された後も、当該廃棄物に対する本契約に基づく受注者の義務を遂行する責任は免れないことを承知し、処理が完了していない廃棄物についての処分業務を自ら行うか、又は発注者の事前の承諾を得た上で、許可を受けた別の業者に自己の費用負担をもって行わせなければならない。
- イ アの規定により、受注者が他の業者に処分業務を委託する場合に、その業者に委託に係る代金を支払う資金がないときは、受注者は、その旨を発注者に通知し、資金

のないことを明確にしなければならない。

ウ イに規定する場合において、発注者は、委託を受けた他の業者に、差し当たり発注者が費用負担をして受注者のもとにある未処理の廃棄物の処理業務を行わせるものとする。この場合において、発注者は、その負担した費用を、受注者に対し請求することができる。

(2) 発注者の義務違反により受注者が契約を解除した場合

受注者は、発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の廃棄物を、発注者の費用負担をもって発注者が引き取することを要求し、又は受注者の費用負担をもって発注者のもとに運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(談合その他不正行為による契約解除)

第19条 発注者は、第16条第1項に定めるもののほか、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を行い、当該命令が独占禁止法第49条第7項の規定により確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第4項、第20条の2、第20条の3、第20条の5又は第20条の6の規定による命令を行い、当該命令が独占禁止法第50条第5項の規定により確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第65条から第67条までの規定による審決（独占禁止法第66条第3項の規定による原処分全部を取り消す場合の審決及び独占禁止法第67条第2項の規定による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (4) 受注者が、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定により審決取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (5) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑が刑法（明治40年法律第45号）第96号の3又は同法第198条の規定により確定したとき。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に

対しその損害の賠償を請求できないものとする。

(損害賠償)

第 20 条 第 8 条第 3 項に規定するもののほか、受注者は、法令又は本契約に違反したため発注者に損害を与えたとき、又は受注者の責めに帰する理由により業務の実施に関し発注者若しくは第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(費用の負担)

第 21 条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(法令の遵守)

第 22 条 発注者及び受注者は、本業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他関係法令を遵守するものとする。

(協議等)

第 23 条 発注者及び受注者は、信義に従い誠実にこの契約を履行するものとし、この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため本契約書 2 通を作成し、発注者受注者は各々記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 6 年 月 日

発注者 新発田市下内竹 7 4 7 番地
新発田市長 二階堂 馨

受注者

原第10号 江口浄水場浄水発生汚泥運搬・処分業務委託契約書

排出事業者の新発田市水道局（以下「発注者」という。）と、収集運搬・処分業者の（以下「受注者」という。）は、発注者の事業場である江口浄水場（以下「事業場」という。）から排出される産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の運搬及び処分に関して、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（委託業務）

第1条 発注者は、次に掲げる業務（以下「本業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

- (1) 委託業務の名称 原第10号 江口浄水場浄水発生汚泥運搬・処分業務委託
- (2) 事業場 江口浄水場（新発田市江口550番地）
- (3) 委託業務の詳細 別紙「原第10号 江口浄水場浄水発生汚泥運搬・処分業務委託（運搬）仕様書」及び「江口浄水発生汚泥運搬・処分業務委託（処分）仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（委託期間）

第2条 本業務の委託期間は、本契約を締結した日から令和7年3月31日までとする。

（委託内容及び委託料）

第3条 受注者の産業廃棄物の運搬及び処分に関する事業の範囲等は、次の表に掲げるとおりであり、受注者は、これを証するものとして、許可証の写しを本契約書に添付する。

(1) 収集運搬に関する事業範囲

許可都道府県・政令市	許可証のとおり
許可の有効期限	許可証のとおり
事業範囲	許可証のとおり
許可の条件	許可証のとおり
許可番号	許可証のとおり

(2) 処分に関する事業範囲

許可都道府県・政令市	許可証のとおり
許可の有効期限	許可証のとおり
事業範囲	許可証のとおり
産業廃棄物の種類	汚泥
許可の条件	許可証のとおり
許可番号	許可証のとおり

- 2 前項の表に掲げる許可に関する事項に変更があったときは、受注者は、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。
- 3 廃棄物の種類、予定数量及び委託単価等は、次の表に規定するとおりとする。ただし、予定数量が減少又は増加した場合であっても、単価の変更はしないものとする。

(1) 運搬

事業場	江口浄水場（新発田市江口地内）
種類	汚泥
数量	約266 t/年
単価	円／t (消費税及び地方消費税を除く。)

(2) 処分

種類	汚泥
数量	約266 t/年
単価	円／t (消費税及び地方消費税を除く。)

4 処分場所、処分の方法及び施設の処理能力等は、次の表に掲げるとおりとする。

処分場所の名称	許可証のとおり
所在地	許可証のとおり
処分の方法	
施設の処理能力	許可証のとおり

5 受注者は、発注者から委託された運搬業務において廃棄物の積替えを行ってはならない。

6 受注者は、発注者が処分を委託する廃棄物を第4項に規定する処分場所において、受注者の製造する製品の原料又は燃料として有効利用し、当該処分場所以外の処分場所において最終処分することはできないものとする。

7 運搬は、災害発生等の緊急時においては「浄水汚泥運搬時緊急マニュアル」に沿って対応する。

(契約保証金)

第4条 免除 (新発田市契約規則第40条第7号該当)

(権利の譲渡の禁止)

第5条 受注者は、本契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(再委託の禁止)

第6条 受注者は、本業務の一部又は全部の実施を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を受け、法令の定める再委託の基準に従うときはこの限りではない。

(情報等の提供)

第7条 発注者は、廃棄物の適正な運搬のために必要な次の各号に掲げる情報を、あらかじめ書面をもって受注者に提供しなければならない。この場合において、発注者は、次の各号に掲げる情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平成18年3月策定)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

(1) 産業廃棄物の発生工程

(2) 産業廃棄物の性状及び荷姿

(3) 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の取扱いに関する注意事項

- 2 発注者は、本契約の委託期間中、適正な運搬、処理及び事故防止並びに委託費用等の観点から、委託する廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。この場合において、発注者が受注者に通知しなければならない性状等の変更の範囲は、廃棄物の発生工程又は保管状況等の変更による性状等の変更の場合であり、かつ、それが受注者の業務及び運搬方法に支障を生ずるおそれのあるもので、発注者及び受注者があらかじめ協議の上定めた範囲のものとする。
- 3 発注者は、委託する廃棄物の性状が第1項の書面及び仕様書のとおりであることを確認し、受注者に引き渡す。
- 4 発注者は、委託する廃棄物に係る産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の記載事項を正確に漏れなく記載することとし、マニフェストに虚偽又は記載漏れがあった場合は、受注者は、廃棄物の運搬及び引取りを一時停止した上で、発注者にマニフェストの記載の修正を求め、修正内容を確認した後に、廃棄物を引き取ることとする。
- 5 発注者は、次の表に規定する廃棄物について、本業務の委託期間内に、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）又は「土壤環境基準」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）による試験を行い、当該公的検査機関又は環境計量証明事業所の発行した分析証明書を受注者に提示する。ただし、本業務開始前に発注者が試験分析したものについて、受注者が適正と認めた場合は、委託期間内において試験を行う必要はないものとする。

産業廃棄物の種類	汚泥
提示する期間または回数	1回

- 6 受注者が本業務の実施に支障が生ずるおそれがある事故の発生を知ったときは、その事故発生の責任の有無にかかわらず、受注者は、直ちにその旨を発注者に報告し、速やかに応急措置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告及び今後の方針案を提出しなければならない。

（責任の範囲）

- 第8条 受注者は、発注者から委託された廃棄物を、処分の完了まで、法令の規定に基づき適正に処理しなければならない。
- 2 受注者が、前項の過程において、法令に違反した業務を行い、又は過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償しなければならない。この場合において、損害を受けた者が第三者であるときであっても、受注者は、発注者に、自らが損害を賠償した額の全部又は一部の負担を求めることはできない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、受注者が、第1項の過程において、第三者に損害を及ぼした

場合に、当該損害が発注者の指図又は発注者の委託の方法（発注者の委託した廃棄物の種類又は性状等を含む。）に起因するものであるときは、発注者においてその損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者は、受注者に、自らが損害を賠償した額の全部又は一部の負担を求めることはできない。

（運搬量の制限等）

第9条 受注者は、発注者から委託された廃棄物の適正な運搬が困難となる事由が生じたときは、発注者の承諾を得て、廃棄物の運搬を一時停止することができる。この場合において、直ちに発注者に該当する事由の内容及び発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。

2 発注者は、受注者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上で適切な措置を講ずるものとする。

（受入量の制限等）

第10条 受注者は、次の各号に掲げる事項が発生したときは、廃棄物の受け入れ数量を制限し、又は本契約を解除することができる。この場合においては、直ちに発注者に該当する事由の内容及び発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。

- (1) 廃棄物処分に用いる受注者の施設が、定期修理、故障等により正常に操業しないとき。
- (2) 廃棄物の処分が、受注者の製造する製品の品質又は製造工程に悪影響を与えたとき、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 受注者の原燃料事情若しくは操業事情の変化、製造工程の変化又は大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）若しくは水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）その他の受注者の操業に係る法令等の改廃により、受注者において現有の施設により廃棄物を処分できない事情が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (4) 廃棄物の処分により、受注者が地方自治体との間の公害防止協定等を遵守できなくなる時、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 受注者が公権力による処分、指導等により本契約上の業務を履行できないとき。

（立入調査等）

第11条 発注者は、必要があると認めるときは、本業務の実施状況について随時に現地調査し、受注者に対し所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

（秘密の保持）

第12条 受注者は、本業務の遂行上知り得た内容について第三者に漏らしてはならない。

本契約の委託期間終了後も同様とする。

- 2 受注者は、発注者の事前の承諾なく、業務により知り得た情報及び記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(業務報告書の提出)

第 13 条 受注者は、発注者から委託された廃棄物の毎月の運搬業務が終了した後、業務の成果に関する報告書として業務報告書(実施月ごと)を速やかに発注者に提出しなければならない。

(検査)

第 14 条 発注者は、業務報告書(実施月ごと)を受領した日から、10日以内に本業務の成果(実施月ごと)について、検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第 15 条 委託料の請求及び支払の方法については、次のとおりとする。

(1) 請求の方法

受注者は、実施月ごとに、前条の規定による検査後、第3条第3項に規定する単価に運搬量及び処分量を乗じた額に消費税及び地方消費税を加えた額を発注者に請求するものとする。

(2) 支払の方法

発注者は、受注者からの適法な請求書を受領した日から30日以内に受注者の指定の銀行口座へ振り込み、支払うものとする。

(業務内容の変更)

第 16 条 発注者又は受注者は、必要がある場合は、本業務の内容を変更することができる。この場合において、発注者及び受注者は協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第7条第2項の場合においても同様とする。

(発注者の契約解除権)

第 17 条 発注者は、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、その責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 受注者が、委託期間内にこの契約を履行する見込みがないと発注者が認めたとき。
- (3) 受注者が、この契約に関して提出した書類に虚偽又は不正の記載があったとき。
- (4) 受注者が、故意又は重大な過失により発注者に損害を与えたとき。

2 発注者は、前項の規定によるほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、こ

の契約を解除することができる。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - (3) 暴力団員であると認められる者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供与し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
 - (6) 法人であって、その役員（その支店又は営業所を代表する使用人を含む。次号において同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
 - (7) 法人であって、その役員が第3号から第5号までのいずれかに該当する者であるもの
- 3 受注者において、浄水発生汚泥処理に必要な協定（地方自治体等と締結するものをいう。以下同じ。）の締結が整わない場合は、本委託業務の実施が困難になることから、協定締結を民法（明治29年法律第89号）第127条第1項に定める停止条件として付するものとする。また、協定が締結できなかつた場合は、本契約を無条件で解除する。
- 4 発注者において、浄水発生汚泥処理に必要な協定の締結が整わない場合は、本委託業務の実施が困難になることから、協定締結を民法第127条第1項に定める停止条件として付するものとする。また、協定が締結できなかつた場合は、本契約を無条件で解除する。
- 5 発注者は、第1項、第2項及び第3項の規定により契約を解除した場合に損害を受けたときは、その賠償を受注者に請求することができる。
- 6 受注者は、第1項、第2項及び第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対しその損害の賠償を請求できないものとする。

（受注者の契約解除権）

第18条 受注者は、発注者の責めに帰する理由によりこの契約を履行することができなくなったときは、この契約を解除できる。この場合において、受注者は、解除の30日前までに書面により発注者に申し出なければならない。

（未処理の廃棄物の処理）

第19条 発注者又は受注者から契約を解除した場合において、本契約に基づいて発注者から受注者に引き渡された廃棄物の処理を完了していないものがあるときは、発注者又は受注者は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反により発注者が契約を解除した場合

ア 受注者は、契約が解除された後も、廃棄物に対する本契約に基づく受注者の義務を遂行する責任は免れないことを承知し、処理が完了していない廃棄物についての運搬業務又は処分業務を自ら行うか、又は発注者の事前の承諾を得た上で、許可を受けた別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

イ アの規定により、受注者が他の業者に運搬業務又は処分業務を委託する場合に、その業者に委託に係る代金を支払う資金がないときは、受注者は、その旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ウ イに規定する場合において、発注者は、委託を受けた他の業者に、差し当たり発注者が費用負担をして受注者のもとにある未処理の廃棄物の運搬業務又は処理業務を行わせるものとする。この場合において、発注者は、その負担した費用を、受注者に対し請求することができる。

(2) 発注者の義務違反により受注者が契約を解除した場合

受注者は、発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の廃棄物を、発注者の費用負担をもって発注者が引き取ることを要求し、又は受注者の費用負担をもって発注者のもとに運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(談合その他不正行為による契約解除)

第20条 発注者は、第16条第1項に定めるもののほか、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を行い、当該命令が独占禁止法第49条第7項の規定により確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第4項、第20条の2、第20条の3、第20条の5又は第20条の6の規定による命令を行い、当該命令が独占禁止法第50条第5項の規定により確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第65条から第67条までの規定による審決（独占禁止法第66条第3項の規定による原処分の全部を取り消す場合の審決及び独占禁止法第67条第2項の規定による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (4) 受注者が、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った審決に対し、独

占禁止法第 77 条第 1 項の規定により審決取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(5) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 号の 3 又は同法第 198 条の規定により確定したとき。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合は、発注者に対しその損害の賠償を請求できないものとする。

（損害賠償）

第 21 条 第 8 条第 3 項に規定するもののほか、受注者は、法令又は本契約に違反したため発注者に損害を与えたとき、又は受注者の責めに帰する理由により業務の実施に関し発注者若しくは第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（費用の負担）

第 22 条 本契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

（法令の遵守）

第 23 条 発注者及び受注者は、本業務の遂行に当たって廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他関係法令を遵守するものとする。

（協議等）

第 24 条 発注者及び受注者は、信義に従い誠実にこの契約を履行するものとし、この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。

本契約の成立を証するため本契約書 2 通を作成し、発注者受注者は各々記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 6 年 月 日

発注者 新発田市下内竹 7 4 7 番地
新発田市長 二階堂 馨

受注者